

# 博士論文の要旨および 博士論文審査結果の要旨

氏名	徐 知 伶
学位の種類	博士（比較文化学）
学位記番号	文博甲第8号
学位授与の日付	2011年3月17日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	植民地期朝鮮における衡平運動の研究 ——日本の水平運動の観点から——
論文審査委員	主査 青野 正明 教授 副査 寺木 伸明 教授 副査 梅山 秀幸 教授

<博士論文の要旨>

## 植民地期朝鮮における衡平運動の研究

——日本の水平運動の観点から——

徐 知 伶

衡平社は旧「白丁」の人びとの身分解放と平等社会を目標として、より人間らしく生きられる社会を作るために1923年4月に創立され、1930年代

半ばまで活動した団体である。「衡平青年前衛同盟事件」（1933年1月～1936年11月）をきっかけに、衡平社内での解消論が登場し、1935年4月に「大同社」へと名称が変わった。

今までの衡平社または衡平運動に関する研究は、韓国の歴史の中で最も軽視された旧「白丁」身分の解放運動として進められてきた。このような視点で把握される衡平運動に対しては、人権運動としての「白丁解放運動」という偏った研究が行われてきた。衡平運動の研究は、身分差別の具体的な実像や運動に関する研究は行われてきたものの、衡平運動自体がもつ独自の論理を見出す研究を体系化できていないのが現状である。また、大同社に関しても韓国における研究者の間では研究対象にはなっていない。その理由として、大同社は改組後、身分解放運動や社会団体としての活動より、日本に対しての親日的態度と経済的利益だけを追求する団体として認識されているからである。従って、大同社に関してこのような認識ではなく、より広い視野に立った評価をするために、衡平社創立から大同社への移行過程を分析する研究が必要だと考える。今まで大同社についての記述は、衡平社や衡平運動をテーマとした論文の末尾に簡単に書き添えられる程度であった。また大部分の研究者たちは衡平社と大同社は別の性格をもつ団体としている。

水平社は衡平社より1年早く創立している。そして1930年代以降に両社の運動の転換が見られ、すなわち衡平社は大同社として融和主義的性格を持つ団体になり、水平社は1937年からの日中全面戦争期には戦争に協力を余儀なくされながら部落差別の撤廃を図ろうとした。このような時代的背景を背負っている点は衡平社と水平社は互いに似ているといえる。

このような問題意識をもって、本論文では衡平運動史の中で日本の水平運動をみる観点から、運動の相違点や総督府－朝鮮社会という状況をふまえて衡平運動の分析を行った。

## 博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨

第1章では、1900年から1927年まで初期衡平運動について、その前夜を含めて分析を行った。衡平社創立の背景として、旧「白丁」の経済的状況について分析をした。

旧「白丁」の職業は、主に屠畜業と食肉販売業、皮革業である。1909年に公布された「屠場規則」「食肉販売規則」により屠畜の作業は衛生的に行われるようになったが、屠場の設立条件が厳しくなったため、屠夫の賃金や雇用問題で失業した屠夫も多かった。

皮革業については、手工業から機械化への発展により、経済的分化が促進された。その結果によって旧「白丁」の社会でも、「有産白丁」とそうではない「白丁」との二分化が促進されたことがわかった。また、衡平社創立に関わる日本の水平社の影響についても検討した。

そして、衡平社と水平社において両社の宣言や綱領、決議、運動のポスターなどを比較しながら、衡平社・水平社の目標、理念、課題、運動方針について検討した。

衡平社の宣伝・社則と水平社の宣言・綱領から次のような衡平運動と水平運動の相違点がみえた。

衡平運動は、旧「白丁」が「奴隷の逆境に処して我々は失った人権」を取り戻すための自由と平等社会をもとめるいわば「旧身分解放運動」であった。日本の水平運動は、被差別部落民が奪われてきた「生活の権利」を取り戻すための「経済の自由と職業の自由」を社会に要求する運動であった。

また、「衡平社社則」によると衡平社は、旧「白丁」出身者とは関係なく誰もが衡平社員に入社できる条件であったが、水平社は「部落民自身の行動」による「被差別部落の出身者による運動」であった。

共通点としては、衡平運動・水平運動の目標は、人としての「自由と平等の権利」を奪われた旧「白丁」と被差別部落出身者が、「生活の自由」のため「経済の自由」のために闘った「生活改善運動」であったといえる。

総督府も衡平運動について、日本の「水平運動を模倣して起きた運動である」と認識していた。

1925年から衡平社では下位団体が創立された。衡平社の下位団体は①正衛団（1925年1月に創立）、②衡平青年会（1924年3月に創立）、③衡平学友会（1925年6月）、④衡平女性会（1928年）である。これらの下位団体の活動は、衡平運動において運動の支持や支援を通じて衡平運動の活動領域を拡張させるものであることが分かった。

そして、1923年から1940年までの衡平運動において、平民対衡平社員間で起きた衡平運動に反対する反衡平運動について分析した。反衡平運動の類型は、①衡平社創立式の妨害、②「不遜な態度」「不遜な言葉遣い」、③飲酒や喫煙による暴行、④村の共同事業への参加拒否・共同場所への同席拒否、⑤旧「白丁」子女の教育、⑥結婚、⑦衡平社員・旧「白丁」出身者に対する暴行、⑧その他という8項目に分類される。

これらの反衡平運動の分析の結果、まだ朝鮮社会に残っている根強い「身分意識」「職業意識」が原因で反衡平運動が起きたことが分かった。また、平民たちは衡平運動が拡大するにつれ、旧「白丁」の社会的地位が向上することを恐れ、衡平社創立式の妨害だけではなく、各地域の青年会や他の団体との交流を妨害したと推測できる。

また、平民たちは衝突・襲撃事件を起こした後、さらに「牛肉非買同盟」を結成するなどの反衡平運動も行った。

一方、衡平社側は反衡平運動が起きると、本社から事件の調査委員の派遣、告訴の準備、応援団派遣、警告文の発送など、各道の支・分社では積極的に対応した。

次は第2章をまとめる。衡平社は創立後すぐに衡平社内での理念の対立や本社移転の問題などで二社に分かれたが、1925年に二社は妥協する。しかし、妥協した後も幹部たちの間では、水面下で大同社へと改組する1935

年まで対立が続いていたことが分かった。

二派の対立展開過程と要因に関する二派の相違点をみてみると、一つ目には、地域的支持基盤に関して晋州派が晋州地域に、ソウル派は忠清・全羅道中心の中部地域にあった。この支持基盤の相違は活動領域にも大きな影響を与えていた。

二つ目は、二派の指導者らの社会的背景が異なっている。晋州派の指導者らは旧「白丁」出身者に大きな影響力を持っていた富裕で穏健的な性向の社会運動家であった。ソウル派は旧「白丁」出身の知識人で、各地域の旧「白丁」出身者に大きな影響力をもっており、急進的な性向である。

三つ目は、二派の活動方向と内容が異なっていた。穏健な性向である晋州派の指導者らは「白丁」の不平等な社会的待遇の改善を主張しながら人権運動として衡平運動を強調してきた。要するに、彼らは「白丁」に関する社会的差別撤廃と地位向上のために社員とその子女の教育や啓蒙に重点をおいていた。その点については、ソウル派の指導者らも晋州派の指導者と同じ立場であった。平民たちが起こした反衡平運動に対抗したり、社員を差別する官吏の処罰を要求したり、戸籍の身分表記を削除する要求のため総督府の内務局長を訪問したりしたのも事実である。また、社員の教育や啓蒙のための建物の設立、雑誌発刊などを計画したのも晋州派指導者の主張と同様であった。

しかしながら、社員の生活問題について二派の立場は異なっていた。晋州派は社会生活上衡平社員の実際的な不平等を撤廃するため、人権運動としての衡平運動を優先的な課題として強調した。それに対して、ソウル派は経済面で社員の伝統産業を衡平運動の核心課題として強調し、近代的産業化と外部からの経済領域の保護および確保のために努力していた。

1925年4月24日・25日の第3回全国大会で、二派はようやく運動を一つにした。衡平運動は以上のように二派による1年間の葛藤を経て統一され

たのだ。この第3回全国大会で、差別問題、社員の団結に関する問題、教育問題以外にも、初めて社員の生活問題が取り上げられた。そして、生活問題として屠場、食肉販売、牛皮乾燥場、屠夫料金などに関する件が決議された。

第3章では衡平社と水平社の交流について考察した。水平社は衡平社との交流問題を、1923年3月3日に京都で開催された第2回大会において決議した。衡平社と水平社は両社の提携を通して、「共に進軍しよう」という「国際的提携」を求めようとした。

衡平社は水平社の全国大会に、水平社に祝辞や祝電を送ったり、水平社を視察するため委員を派遣したりした。また、衡平社の常務執行委員会の決議案で「水平社大会に出席する件」を取り上げるなど、衡平社は水平社との提携問題について積極的な立場であった。

水平社も同様、衡平社の全国大会に水平社員が出席しその感想を語ったり、祝辞や祝電を送ったり、視察員を派遣したりした。

ところが、1931年12月10日に奈良県磯城郡桜井町繁栄座で行われた全国水平社第10回大会において、朝鮮衡平社総本部の祝電が送られるが、この祝電を最後に交流は姿を消してしまった。それは、衡平社における1928年の臨時大会、「衡平青年前衛同盟事件」（1933年1月～1936年11月）で、衡平社の指導者の逮捕、そして解消論が登場したためであった。このような衡平社中央執行委員たちの逮捕による運動の沈滞、そして解消論の登場が、水平社との交流に大きく影響したと考えられる。

第4章は、1920年代後半から1940年にかけての衡平運動の展開過程と、衡平社から大同社への移行、大同社の組織化の状況について考察した。前述したように1926年2月の臨時大会や、「衡平青年前衛同盟事件」により、衡平社内で解消論が登場した。衡平社の支・分社数や衡平社員数も1933年から1935年にかけて少しずつ減少していた。

## 博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨

衡平社は1935年4月26日の第13回全国大会で、衡平社から大同社へと改組した。しかし、大同社に改組後の1936年の支・分社数は、1935年より7団体が減少したが、社員数は前より3460余名も増えている。これは衡平社員たちが再び大同社に参加し、沈滞している運動を復活させようとしたためであると推測できる。

張志弼らを含む旧派の幹部たちは大同社を復活させるため、次のような活動や行動を行った。①本部の移転、②旧派と新派の指導者間の妥協、③新しい綱領・宣言の発表、④「牛肉価格」「差別撤廃」に関わる各道警察部への陳情活動である。

ところが、日中戦争が勃発する1937年7月から、大同社は「牛皮問題」で「国策優先」を決めることになり、日本に協力する「教化」、「国防献金」、「愛国機の献納」、「国民精神総動員」などの活動を行った。これらの活動は大同社員たちを生活から守り、大同社の活動を合理的に行うためであり、結果として戦争に協力するしかなかったといわざるを得ない。

大同社は再び運動を復活させるため、まず指導者たちが行ったのは、「牛皮販売統制」や「食肉販売」など、社員の生活に関わる経済的な闘争であった。しかし、警察部による食肉価格引き上げの不許可と、牛皮販売統制の強化などで成果は得られなかった。

1940年に大同社に解体論が登場するが、これは大同社を維持することができないほど深刻な財政難があったためである。

以上、第1章から第4章までにおける衡平運動の分析をまとめた。次は水平社との共通点を考察した内容をまとめる。

全国水平社は1930年代前半期まで反ファシズムを掲げながら闘っていたが、1937年からの日中戦争期には、戦争協力を余儀なくされつつも部落差別の撤廃を図ろうとし、融和運動もまた戦時動員を目的としたものに変質していた。

つまり、日中戦争開始から1942年1月に全国水平社が消滅するこの時期において、全国水平社は大同社と運動の方向性において共通している。

戦争に協力することは、戦時下の水平運動においても同様である。1937年7月からの日中戦争、アジア・太平洋戦争は、日本のアジア諸地域などに対する侵略戦争であった。この戦争は、日本により植民地や占領地として支配されたアジア諸地域に大きな被害をもたらすだけではなく、日本の国内においても戦争遂行のため多くの民衆を動員している。そして戦争遂行は、被差別部落の仕事や生活をも大きく変容させていった。

「牛皮統制」は、大同社と同様に日本の「部落と差別事件の状況」にも関連していた。戦時経済統制のもとで、民間の需要を中心とする被差別部落の零細な皮革関連産業は、戦争政策の進行にともなう軍の需要の圧迫により大きな打撃を受けた。その打撃は多くの失業者を生み出すこととなる。また、皮革産業の統制機構の整備にともない、部落の零細な皮革業者は、国家と大資本の支配下に再編されていく。戦時体制の日本の「国民一体化」は、職場や結婚など社会生活上の差別事件を顕在化させることになった。

ここから、旧「白丁」と日本の被差別部落民衆は、戦時下で皮革産業の統制による生活への打撃と、同じ民族内で職場や結婚など社会生活上の差別事件に直面し続けたことにおいて、共通点をもっているといえる。

最後に大同社を含む衡平運動への評価について考えてみよう。従来の衡平運動に関する研究は、運動のはじまりは人権解放運動として出発したが、大同社への改組後は、経済闘争をする利益団体として評価してきた。そのため、衡平社と大同社は別の団体として分析する傾向にある。また、大同社の中央執行委員で、衡平社の創立メンバーでもある張志弼らの幹部（旧派）を「親日派」として評価している。そして、植民地期朝鮮の旧「白丁」たちにとっては、朝鮮の独立は二次的な問題であったという評価がなされている。



## 博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨

しかし、本稿の分析により親日行為の裏には当時の衡平社員、大同社員において、旧「白丁」に対する厳しい「差別や賤視」故に身分解放、人間解放が最優先される重要な問題であったという事実が見えてきた。それゆえ、大同社において沈滞している運動を復活させようとした張志弼ら幹部たち（旧派）への再評価も必要だと考える。

大同社を含む衡平運動は、日本の水平運動と同様に融和主義に傾きつつも民族内での差別を経済活動により撤廃しようとした、いわば「旧身分解放運動」であったと評価されるべきである。

<博士論文審査結果の要旨>

## 植民地期朝鮮における衡平運動の研究

——日本の水平運動の観点から——

審査委員 主査 青野 正明

審査委員 副査 寺木 伸明

審査委員 副査 梅山 秀幸

### 1. 論文の課題と研究方法

本論文は、衡平運動研究において新たな研究枠組みを提示し、その枠組みから実証的な分析により衡平運動の再評価を試みた研究である。

衡平運動を推進したのは衡平社である。衡平社は旧来「白丁」と呼ばれた被差別民（以下、本論文に合わせて旧「白丁」と呼ぶ）により、日本支配に対する独立運動（1919年の3・1運動）直後の1923年4月に創立され、1930年代半ばまで活動した団体である。この衡平社は、1935年4月に融和主義的とされる大同社へと改組した。

韓国では民族主義を基軸にして評価する傾向にあるため、韓国における先行研究は、衡平運動を人権運動として評価しながらも、大同社は別の性格の団体、つまり親日団体として位置づける研究がほとんどである。

一方、日本での先行研究もまた、韓国における民族主義と同じ枠組みで研究がなされてきたため、民族の壁を越える評価を求めて、衡平社と水平社との間における連帯や交流の接点を模索する傾向が強いといえる。

以上のような日韓における先行研究とは異なり、本論文は副題にあるよ

## 博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨

うに水平運動を見る観点から分析をおこなっている。すなわち、先行研究にあるような〈民族対民族〉という対抗軸を踏襲しつつも、新たに民族内における差別問題を追究する観点も加えて分析を進めている。そして、このような枠組みから、改組後の大同社をも含めた衡平運動を再評価することが本論文の課題となっている。

このような課題のために本論文が取った研究方法としては、上記のような新たな研究枠組みを用いた点はいうまでもない。それとともに、治安当局をはじめとする総督府関係資料や、新聞・雑誌資料など多岐に亘って史料収集を徹底し、それらの膨大な史料を表に整理するという作業をおこなったことに特徴がある。植民地期という特異な時期ゆえに、衡平社・大同社自体の史料が乏しい中で、これらの表を二次的な資料として生みだし、有効に活用するという独特な方法を取ったといえる。

## 2. 論文の要旨

先に本論文の構成を目次により概観し、次に各章の内容を紹介していく。

### 序章 課題と方法

#### 第1章 初期衡平運動

##### 第1節 衡平社創立の前夜

##### 第2節 初期衡平社の組織

##### 第3節 運動の展開

#### 第2章 衡平社内の分裂と妥協

##### 第1節 衡平社内の分裂

##### 第2節 衡平社二派の妥協：水面下の葛藤

第3節 衡平運動の受難：反衡平運動の類型

第3章 水平社との交流

第4章 運動の方針転換と展開過程

第1節 衡平社解消論登場

第2節 衡平社から「大同社」への移行

第3節 大同社への移行

終章 衡平運動と水平運動の相違点と共通点

付表 新聞記事，総督府資料による衡平運動に関する一覧表

図3 衡平運動と水平運動のポスター

図4 衡平社支・分社分布図（1923年・24年）

写真 衡平社大会

参考文献

第1章では、まず衡平社創立の背景として旧「白丁」の経済的状況について考察されている。旧「白丁」の職業は、主に屠畜業と食肉販売業、皮革業であったが、皮革業については、手工業から機械化への発展により経済的分化が促進された。これに関する分析の結果、旧「白丁」の社会では、「有産白丁」とそれ以外の「白丁」という二分化が促進されていたことが明らかになった。

それから、1900年から1927年までの時期における創立前夜・初期の衡平運動についても分析がなされている。まず、衡平社創立に関わる日本の水平社の影響についての検討がなされ、両者の相違点と共通点が指摘されて

## 博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨

いる。また、衡平社に1925年以降に設立された下位団体の活動が、衡平運動の支持や支援を通して運動の活動領域を拡張させるものであることを示した。

そして、1923年から1940年までの衡平運動において、〈平民対衡平社員〉という対立の中で起きた反衡平運動について分析がされた。反衡平運動の類型を整理し、それらを分析した結果、まだ朝鮮社会に残っている根強い「身分意識」「職業意識」が反衡平運動の原因であったことを明らかにしている。

第2章では、衡平社が創立直後に二派に分裂したことと、1924年に妥協により結合したことを考察している。そして、二派の対立が妥協後も水面下において、大同社へと改組する1935年まで続いていたことも明らかにした。

二派の相違点としては、第一に、地域的支持基盤に関して穏健派が晋州地域に、ソウル派は忠清・全羅道中心の中部地域にあった。第二に、指導者層の社会的背景の違いがあげられ、晋州派の指導者らは「白丁」共同体で大きな影響力をもつ富裕な「白丁」で、穏健的改革主義の社会運動家であった。第三の相違点は二派の活動方針とその内容であり、とくに社員の生活問題について二派の立場は大きく異なっていた。晋州派は人権運動としての衡平運動を優先的な課題として強調したのに対し、ソウル派は経済面で社員の伝統産業の保護を衡平運動の核心課題として強調していた。

第3章では衡平社と水平社の交流について考察している。水平社は衡平社との交流問題を、1923年3月3日に京都で開催された第2回大会において決議した。水平社は衡平社との交流を模索していくが、衡平社もまた水平社との提携問題について積極的な立場であった。しかし、1930年を前後して衡平社の指導者が逮捕される事件が2つ起こり、衡平運動の解消論も登場したため、両者の交流は消滅していった。

第4章では、1920年代後半から1940年にかけての衡平運動の展開過程と、衡平社から大同社への改組、大同社の組織化の状況について考察している。1935年に衡平社は大同社へと改組した。中心となった旧派の幹部たちは大同社を発展させるため、いくつかの活動や行動を行ったが、たとえば、「牛肉価格」「差別撤廃」に関わる各道警察部への陳情活動もその一つである。

しかし、日中戦争が勃発する1937年7月から、大同社は「牛皮問題」で「国策優先」を決めることになり、日本に協力する「教化」、「国防献金」、「愛国機の献納」、「国民精神総動員」などの活動を行った。これらの活動は、経済的に苦しむ大同社員たちを生活から守り、大同社の活動を合理的に行うためであり、結果として戦争に協力するしかなかったのだと評価している。

このような大同社の評価とも関連するが、本論文では終章において大同社を含む衡平運動を総合的に評価している。その評価に至る前提として、衡平社・大同社と水平社との共通点を次のように考察する。すなわち、戦争に協力することは、戦時下の水平運動においても同様であった。1937年7月の日中戦争開始後における侵略戦争の遂行は、被差別部落の仕事や生活をも大きく変容させていったからである。それゆえ、共通点として、朝鮮の旧「白丁」と日本の被差別部落民衆は、戦時下での皮革産業の統制による生活への打撃と、同じ民族内で職場や結婚など社会生活上の差別事件に直面し続けたことをあげている。

以上のような共通点を踏まえて、最後に大同社を含む衡平運動への評価に関して次のように述べている。従来の衡平運動に関する研究では、衡平運動は人権解放運動として出発したが、大同社への改組後は利益団体や親日団体としての評価がなされてきた。しかし、本論文での分析により、親日行為の裏には当時の衡平社員、大同社員において、旧「白丁」に対する

## 博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨

厳しい「差別や賤視」故に身分解放，人間解放が最優先される重要な問題であったという事実が見えてきた。それゆえ，大同社を含む衡平運動は，日本の水平運動と同様に融和主義に傾いてはいたが，民族内での差別を経済活動により撤廃しようとした，いわば「旧身分解放運動」であったと評価されるべきである，との結論を出している。

### 3. 論文の講評

最終試験では，表記上の問題点や訂正箇所等が指摘された。併せて論文の優れた点とともに，内容に関しての問題点や課題の指摘もなされた。それらを踏まえて本論文の講評をまとめると次のようになる。

#### 1. 研究方法の独自性

表を作るのにかなりの時間と労力を費やした甲斐があり，26個に及ぶ表と，末尾に付されたA4用紙35頁からなる付表（「新聞記事，総督府史料による衡平運動に関する一覧表」）は充実している。これらは衡平運動の基盤・組織・活動・変遷等を理解するうえで重要な基礎資料となる。とくに付表は本論文の圧巻で，研究史上における貴重な成果として認められ，当該分野・隣接分野の研究者に対する貢献は大きい。それゆえ，本論文における研究方法として，史料を整理した多くの表を二次的な資料として生みだし，有効に活用するという独特な方法を取った点は成功したといえる。

#### 2. 新たな視点の提示

先行研究にあるような〈民族対民族〉という対抗軸を踏襲しつつも，新たに民族内における差別問題を追究する観点も加えて分析を進めることで，研究史上において新たな視点を提示することができた。そして，このような枠組みから，改組後の大同社をも含めた衡平運動を再評価する試みがなされたこと自体が大きな意味をもっている。

3. 新たな発見と再評価の提示

- a. 衡平社内に生じた二派の対立に関連し、二派の運動方針だけでなく、二派の地域的支持基盤や、二派の指導者層の社会的背景まで、その相違を明らかにしている。
- b. 衡平社と大同社との間の連続性を明らかにすることができた。しかもそれを論証するのに、活動内容だけでなく、衡平社と大同社で指導者層が重なっている点や、名称が大同社から衡平社に再び戻っている点も論拠として明示している。
- c. 実証に徹しながら大同社の再評価をおこなった点も、成果として認められる。

4. 本論文の課題

- a. 「白丁」への差別が植民地社会でどのようなものだったのかがわかりにくいいため、最初に社会における旧身分の全体像を示しておくのがいい。
- b. 水平運動を見る観点からすれば、衡平運動と水平運動との関連性を更に深い観点から提示することが今後の課題となる。たとえば解消論を通じた関連性と、経済的な向上を目指した活動（水平運動では部落委員会活動）における関連性を考察することが望まれる。
- c. 膨大な量の資料を整理してそれを活用する能力は優れていると認められるが、総督府治安当局の資料を分析するにはなお一層の知識と理解が望まれる。
- d. 構成上において量的なバランスも考慮に入れるべきであった。

課題に関しては、本論文における研究史上の成果をさらに確固たるものにさせたいという期待を込めて、審査委員が改善点として指摘したことを付言しておく。



#### 4. 審査結果

以上から、徐知伶の学位申請論文は、本学「学位規程」第26条の規定にある、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を示すに足るもの」という合格基準に達していると判断する。

また、「学位規程」第24条にある「外国語」に関しては、本論文の内容の審査をもって試問に代え、研究者として十分な外国語能力を有していることを確認した。

よって、申請者の徐知伶は、博士（比較文化学）の学位を授与されるに相応しいという審査結果をここに報告する。